

# リフォームプラン・エコ (1/2)

平成28年2月1日現在

1. 商 品 名	リフォームプラン・エコ
2. ご利用 いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす個人の方</p> <p>(1) 当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務（営業）の方</p> <p>(2) 満20歳以上で、安定した収入のある方</p> <p>(3) お申込人ご本人の持家、または同居されているご家族の持家である方 ※ただし、下記①または②の場合を除き、対象となる自宅に抵当権等の登記がされていないことを条件とさせていただきます</p> <p>①当金庫貸付にかかる抵当権等の登記がされている場合</p> <p>②他行扱いの住宅ローンにかかる抵当権の登記がされている場合（他行扱いの住宅ローン＝自宅取得にかかる金融機関、生命保険会社、損害保険会社、地方自治体、住宅金融支援機構・年金等の公的融資、お申込人の勤務先または共済組合から借り入れた住宅ローン）</p> <p>(4) 保証会社の保証を受けられる方</p>
3. お使いみち	<p>お申込人ご本人が居住（居住予定も含まます）しお申込人もしくはお申込人のご家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはお申込人のご家族が居住（居住予定も含まます）しお申込人が所有している自宅にかかる次の資金</p> <p>(1) 次のエコ関連設備の購入・設置・修繕資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システム</li> <li>・潜熱回収型ガス給湯器（通称エコジョーズ）</li> <li>・潜熱回収型石油給湯器（通称エコフィール）</li> <li>・CO2冷媒ヒートポンプ給湯器（通称エコキュート）</li> <li>・ガスエンジン給湯器（通称エコウィル）</li> <li>・燃料電池コージェネレーションシステム（通称エネファーム）</li> <li>・家庭用蓄電池 ※太陽光発電システム等により発電した電気を蓄電するシステム</li> <li>・家庭用太陽熱利用設備 ※ソーラーシステム、太陽熱温水器等により太陽の熱を給湯や暖房に利用するシステム</li> <li>・地中熱利用システム ※地中の熱エネルギーを冷暖房や融雪等に利用するシステム</li> </ul> <p>(2) お申込人が上記（1）を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除きます）から借り入れたローン（無担保）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>以下の資金は、上記（1）または上記（2）と合わせたお申込みに限りませす</p> <p>(3) リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等</p> <p>(4) お申込人が（3）を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローン（無担保）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>(5) お申込人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上以上の履行遅滞が1度もないものに限る）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>(6) リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金 ※上記（1）および（3）と合わせた申込みで最高100万円までとなります</p>
4. ご融資限度額	1,000万円以内（1万円単位）
5. ご利用期間	3ヵ月以上15年以内（1ヵ月単位）



都の都信用金庫

MOORI INDUSTRIAL BANK

## リフォームプラン・エコ (2/2)

6. ご融資利率	<p>変動金利 年2.15%</p> <p>※毎年4月1日および10月1日の当金庫変動金利型住宅ローン金利を基準とし、年2回見直しします</p>
7. お持ち頂く書類	<p>(1) 本人確認資料 運転免許証（運転免許を取得していない方は健康保険証またはパスポート）</p> <p>(2) 源泉徴収票、市県民税課税証明書など所得（年収）を証明するもの ※ご融資金額100万円以内の場合は不要となります</p> <p>(3) エコ関連設備の購入・設備資金であることの確認資料（資金使途の購入・設置が確認できる注文書、見積書、請求書、工事請負契約書等）</p> <p>(4) 対象となる建物の全部事項証明書（申込日時点で発行日から3ヵ月以内のもの）</p>
8. ご返済方法	<p>毎月元金均等、または元利均等返済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボーナス時増額返済のお取扱も可能です（6ヵ月毎、ご融資金の50%以内）</li> <li>・約定返済日は、毎月6日・16日・26日に限らせていただきます</li> </ul> <p>※元金据置（6ヵ月以内）のお取扱も可能です</p>
9. 保証会社	一般社団法人しんきん保証基金
10. 保証人	<p>原則必要ありません</p> <p>※保証会社が必要と認めた場合は、保証人が必要となる場合もあります</p>
11. 担保	必要ありません
12. 手数料・保証料	<p>(1) ローン実行手数料300円（+消費税）</p> <p>(2) 保証料は必要ありません（金利に含まれております）</p>
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
14. その他	<p>ご融資金は原則工事施工業者、または販売店に振込していただくことが条件となります</p> <p>※融資金額の20%、または50万円のいずれか大きい金額までは、その限りではありません</p> <p>※その他、詳しくは窓口までお問い合わせください</p>

